

平成三十年三月二十九日提出
質問第一八八号

安倍総理の証人喚問についての答弁の推移に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍総理の証人喚問についての答弁の推移に関する質問主意書

平成二十九年三月二十四日、参議院予算委員会で安倍総理は、与党議員から前日に行われた籠池泰典氏への証人喚問について、「昨日の証人喚問を見ておられて、総理はどういう感想を持たれました」との質問に答え、「疑惑の深まっている三通の契約書については、刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」、「三通の契約書については、刑事訴追のおそれがあるといつて証言がなされなかったということではないかと思えます」（「二九答弁」という）と答弁した。

平成三十年三月二十八日、参議院予算委員会で安倍総理は、野党議員から前日に行われた前財務省理財局長への証人喚問について、「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場だ。私や妻は国有地の払い下げに一切関わっておらず、きのうの証人喚問を通じてどのような印象を持ったかは国民の判断に任せたい」（「三〇答弁」という）と答弁した。

これらを踏まえ、以下質問する。

- 一 証人喚問に関する総理の答弁は、二九答弁では「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」とあるものの、三〇答弁では「証人喚問のやり取りにつ

いて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」と示されている。二九答弁以後、政府の立場は変更され、その後、「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」と変更されたという理解でよいか。政府の見解如何。

二 三〇答弁でいう「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」という立場は、二九答弁以後に決定されたものであるのか。政府の見解如何。

三 二九答弁は与党議員に対する答弁で、三〇答弁は野党議員に対する答弁である。三〇答弁でいう「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」は、野党議員からの質問に対してのみ示される「一貫した立場」であるとの理解でよいか。政府の見解如何。

四 二九答弁と三〇答弁は明らかに整合性がないため、与野党の議員の証人喚問に関する質問に対する答弁を一貫させるならば、二九答弁を取り消すべきではないか。政府の見解如何。

五 二九答弁では、「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」と示されているが、平成三十年三月二十七日に衆参の予算委員会で行われた前財務省理財局長への証人喚問についても、刑事訴追のおそれがあるとして答弁拒否が繰り返された。同月二十八日、

安倍総理は参議院予算委員会で、「今後ともしっかりと説明責任を果たすとともに、国民から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止めながら徹底的に調査を行い、全容を解明していく」と答弁している。かかる前財務省理財局長の答弁拒否のため、結果として、証人喚問の内容は全容解明には程遠いものであった。安倍総理は、この証人喚問についても、「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」との感想を持ったのか。安倍総理の見解如何。右質問する。